

令和8年度

## 第1回芽室町国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和8年5月13日（水）18時30分

場 所 芽室町役場 2階 第7会議室

健康福祉課国保医療係

- 1 日時  
令和8年5月13日(水) 18:30~19:10
- 2 場所  
芽室町役場 2階 第7会議室
- 3 出席委員
  - (1) 公益代表  
明瀬会長、平岡委員、飛田委員、斉藤委員
  - (2) 保険医・保険薬剤師代表  
正木委員、佐藤委員、住谷委員、曾根委員
  - (3) 被保険者代表  
古出委員、山崎委員、高橋委員
- 4 事務局出席者

町長	手島 旭
健康福祉課長	森 真由美
国保医療係長	塩原 勢津子
国保医療係主任	坂上 一真
国保医療係主任	齋藤 洋平
国保医療係主事	天野 美音
- 5 傍聴人 0人
- 6 会議次第
  - (1) 開 会
  - (2) 町長あいさつ
  - (3) 会長あいさつ
  - (4) 会議録署名委員指名
  - (5) 報告事項  
第1号 令和7年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて
  - (6) 町長諮問
  - (7) 議 事  
第1号 国民健康保険税条例の一部改正について
    - ・子ども・子育て支援金制度の開始
    - ・国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に

伴う改正並びに北海道が示す標準税率を踏まえた税率改正について

- (8) 会長答申
- (9) その他
- (10) 閉 会

7 会議録署名委員指名

飛田委員、曾根委員が指名された。

8 報告事項について

- (1) 令和7年度芽室町国民健康保険特別会計決算見込みについて

【質疑・意見】

なし

9 議事について

- ・国民健康保険法施行令及び地方税法施行令等の一部改正に伴う改正並びに北海道が示す標準税率を踏まえた税率改正について

【質疑・意見】

Q 8ページの2. 低所得者に係る保険税額軽減措置世帯の割合（医療分）の世帯数の変化が大きい印象である。変動は例年と同様か。

A まずは、軽減の仕組みから説明させていただく。国民健康保険税の算定をするには、前年の所得が必要となる。特に、軽減判定をするには、所得の申告がされていることが絶対条件である。条例では、世帯主が4月15日までに届ける必要があるとしているが、届け出がない場合は、国保医療係から所得の申告の勧奨を行っている。表にある前年度の数値は、勧奨後の所得の申告世帯数であり、今年度の数値は、勧奨前の数値となる。次に【参考】総所得金額の範囲毎の世帯数をご覧ください。現時点では、所得が0円の世帯が586世帯であり、勧奨後も世帯数が変わらなければ7割軽減に該当し、軽減対象世帯全体の割合は41%程度になると見込んでいる。また、他の階層の所得の申告がされると、軽減割合も7割・5割・2割に該当する方がいるため、今年度についても、昨年度と同様相当と見込んでいる。

10 会長答申

質疑終了後、諮問のとおり改正してよいと全会一致で承認された。

11 その他

事務局より、前回の会議で回答を保留としていた第3期芽室町データヘルス計画に関連する指標の達成度についての報告と次回の会議を9月下旬から10月頃に予定していることを伝えた。

12 閉 会

以上、ここに署名する。

令和8年5月5日

会議録署名委員 飛田 有希

会議録署名委員 曾根 義貴